

第2章

全体構想

- ① 将来の都市像 P64
- ② 都市づくりの基本目標 P66
- ③ 将来人口 P67
- ④ 将来都市構造 P68
- ⑤ 都市づくりの方針 P72



第2章 全体構想

1 将来の都市像

(1) 長崎市第四次総合計画

長崎市第四次総合計画（以下「総合計画」という。）では、まちづくりにかかわるすべての人々が、希望をもって、ともに取り組むために共有する「将来の都市像」を掲げ、その実現に向けた基本的な姿勢や道筋を示しています。

<総合計画における将来の都市像>

個性輝く世界都市 希望あふれる人間都市

【世界都市とは】

平和、交流、産業等を通して長崎ならではの価値を世界へ向けて発信するとともに、長崎にしかできない役割を果たし、世界に貢献することで、「世界の長崎」としてキラリと光る存在感のある都市の姿

【人間都市とは】

人間性が尊重され、お互いの個性を認め合い、他者を思いやり支え合いながら、子どもから高齢者までだれもがライフステージに応じて豊かでいきいきと暮らせる都市の姿



<将来の都市像を実現するためのまちづくりの基本姿勢>

つながりと創造で新しい長崎へ

市民、企業、行政等がお互いにつながることで、まち全体がネットワーク化し、文化や産業などの長崎がもつ様々な価値を高めながら、世界にも通用する新たな価値や仕組みを創造していくという姿勢でまちづくりを進めます。

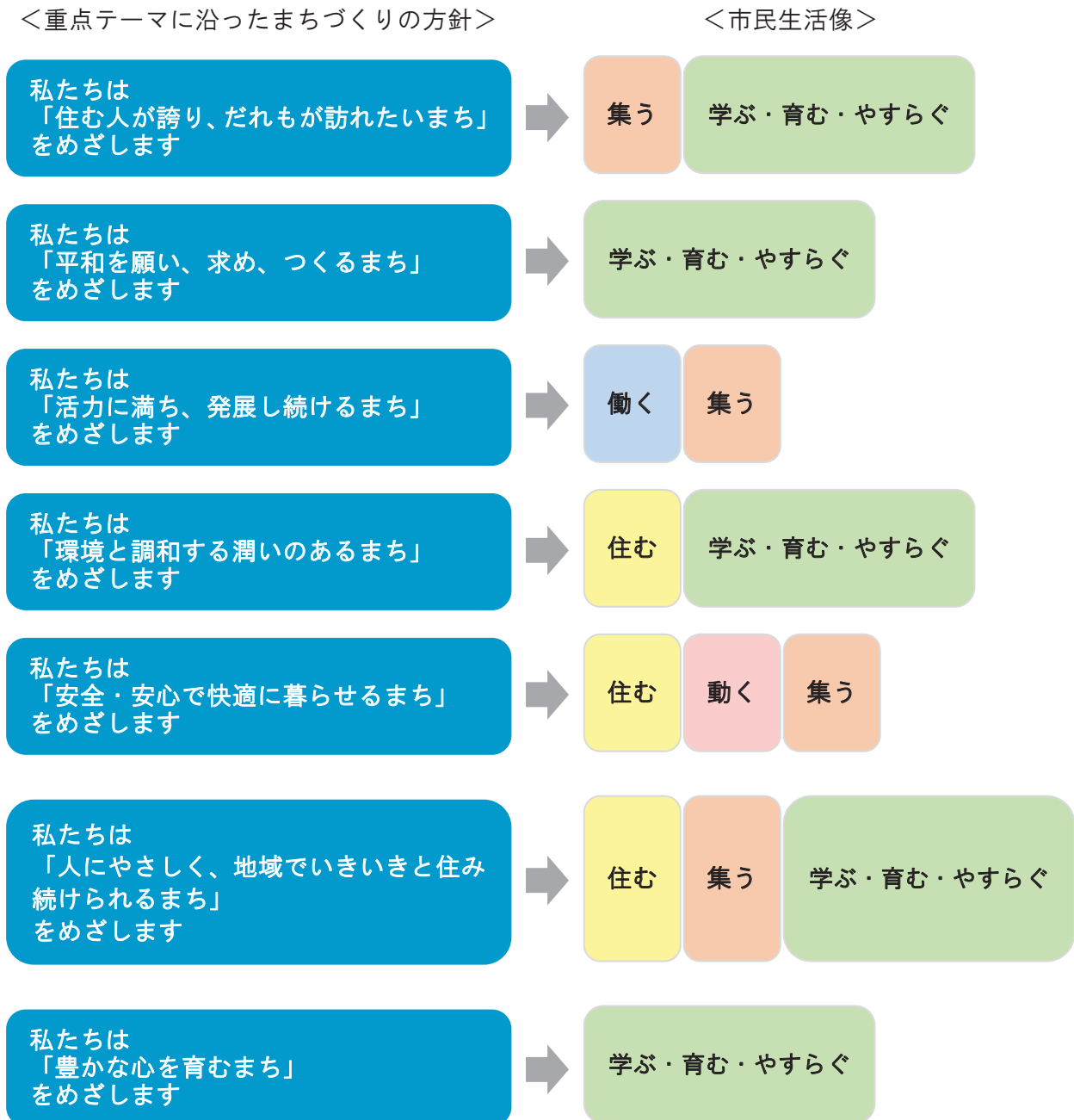
(2) 本計画との関連

本計画では、(1)の「将来の都市像」を都市計画の面から実現するため、第1章における現況分析を踏まえて、市民の暮らしの指標となる、

「住む」、「働く」、「動く」、「集う」、「学ぶ・育む・やすらぐ」

という生活像を視点とした都市づくりの指針として定めます。

◎総合計画（重点テーマに沿ったまちづくりの方針）と市民生活像の関係



2 都市づくりの基本目標

5つの視点であげた市民生活像を実現するための都市づくりの基本目標や都市づくりの方針は以下のとおりです。

()内の番号は、「5. 都市づくりの方針」と整合

市民生活像	都市づくりの基本目標	都市づくりの方針
(1)住む		
① 暮らしやすい生活環境が整っている	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各地域※の特性に応じた快適な住環境の形成 <small>※都心部、都心周辺、斜面市街地、郊外地、集落・半島部、島しょ部</small>	(1) 土地利用の方針 (2) 市街地の方針 (4) 公園緑地の方針 (5) 上下水道・河川の方針
② 健康な暮らしが確保されている	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境にやさしい生活環境の確保 	(7) 都市環境の方針
③ 安全・安心な暮らしが確保されている	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害に強いまちづくり 	(9) 都市防災の方針
(2)働く		
④ 産業が活性化している	<ul style="list-style-type: none"> ■ 物流効率の高い幹線道路等の充実 	(1) 土地利用の方針 (2) 市街地の方針 (3) 道路・交通の方針
⑤ 身近に働く場所がある	<ul style="list-style-type: none"> ■ 身近に働ける場所の確保 	(1) 土地利用の方針 (2) 市街地の方針
(3)動く		
⑥ 歩きやすい環境が整っている	<ul style="list-style-type: none"> ■ 誰もが移動しやすい環境の確保 	(3) 道路・交通の方針
⑦ 過度に自動車に依存しない環境が整っている	<ul style="list-style-type: none"> ■ 便利で使いやすい公共交通の確保 	(3) 道路・交通の方針
(4)集う		
⑧ 拠点に店舗等が集積し、賑わいがある	<ul style="list-style-type: none"> ■ 商業業務、教育文化、医療・福祉、行政サービス等の集積誘導 	(2) 市街地の方針 (6) その他都市施設等の方針
⑨ 人・モノ・文化の交流が活発に行われている	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域交流、観光交流等の促進 	(1) 土地利用の方針 (2) 市街地の方針 (6) その他都市施設等の方針
(5)学ぶ・育む・やすらぐ		
⑩ 教育、医療・福祉環境が充実している	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育、子育て支援、医療・福祉施設等の適正配置 	(6) その他都市施設等の方針
⑪ 個性豊かで美しい景観が形成されている	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海・まち・里・山の景観の創造 	(1) 土地利用の方針 (2) 市街地の方針 (8) 都市景観形成の方針
⑫ 歴史や自然が守られ、活用されている	<ul style="list-style-type: none"> ■ 世界的に価値の高い歴史文化資産や自然環境の保全・活用 	(1) 土地利用の方針 (2) 市街地の方針 (7) 都市環境の方針

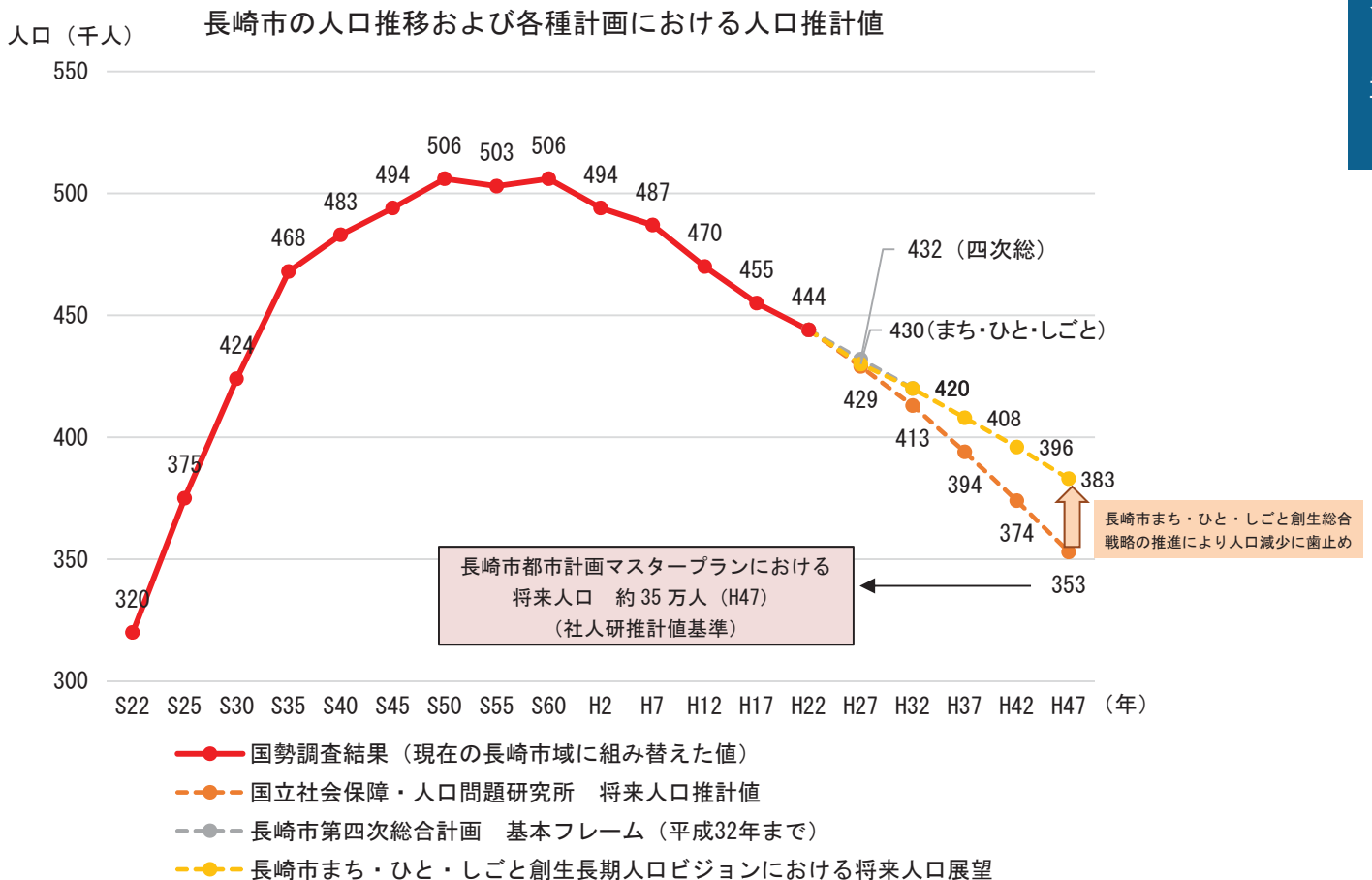
3 将来人口

本計画の目標年次である平成 47(2035)年の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所が平成 25 (2013) 年に公表した「日本の地域別将来推計人口」を基に約 35 万人と想定します。

長崎市まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョンでは、この推計人口を基に、出生率の上昇など人口減少を緩和する施策を盛り込んだ目標人口を設定していますが、本計画においては、想定される人口減少に対して対応できる都市づくりを目指すため、国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計人口を基準とします。

	平成 22 年 (2010 年)	平成 37 年 (2025 年)	平成 47 年 (2035 年)
人口 (人)	443,766	394,361	353,382

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所 (H25.3 推計)



(1) 都市構造の基本的な考え方

人口減少、少子化、高齢化の進行は、地域経済や買い物や公共交通などの市民生活に影響を及ぼすことが予想されることから、今後、経済活動の効率性の向上や地域の活性化、生活サービスの維持向上、環境負荷の低減、健全な行財政の運営等に対応する都市構造を構築していく必要があります。

このため、長崎市では以下のような考え方に基づき、持続可能な都市構造の実現を目指します。

《考え方》

1 都市機能の集約化

市民の暮らしを支える各種生活サービスの質の確保や投資効率の高い市街地を形成するため、主要な地域に人口規模に応じた医療・福祉・商業・業務等の都市機能を誘導するとともに、地域の中心及びその周辺に居住機能を誘導します。

2 地域をつなぐ公共交通のネットワーク化

多くの都市機能が集まる都心部・都心周辺部・地域拠点における利便性を市内全域に波及できるよう、また、自家用車での移動が困難な高齢者等の移動の確保、環境負荷の低減を図るため、都心部・都心周辺部・地域拠点と生活地区を連携する公共交通ネットワークを形成します。

3 定住・交流人口の受け皿となる都市環境の整備

定住人口の確保に向けた都市計画の適切な見直しや市街地再開発事業などにより、市街地における定住基盤の充実を図るとともに、世界遺産やその候補である構成資産など長崎市が持つ地域資源を最大限に活用し、魅力と価値を高める取り組みによって増加が期待される交流人口の受け入れのための環境整備に努めます。

(2) 都市計画マスタープランにおける都市構造の定義

都市計画マスタープランにおける都市構造の主要な地域では、商業・業務・医療・福祉・行政・教育・文化など、都市機能が集積していることで生活利便性が高く、その周辺で住み、働く人々が、その場所を訪れる人々と交流することで「賑わいの生まれるまち」と位置付けます。

主要な地域が備えるべき要件としては、主に以下の3つの要素が求められます。

- ①都市機能が集積している
生活利便性が高く、行きやすい場所であること
- ②公共交通等の利便性がある
交通結節点など誰もが訪れやすい場所であること
- ③既存の都市基盤が活用できる
厳しい財政状況の中、これまでの公共投資が活かされる場所であること

長崎市は、周辺の町村との合併を繰り返して現在のまちが成り立っており、旧町村の役場などを中心に都市機能が集積されてきました。この歴史的なまちの成り立ちが、長崎の持つ基本的な「まちのかたち」であり、都市構造においても、このことを踏まえる必要があります。





しかしながら、今後、人口の急激な減少と高齢化が進む中でも、安全・安心で快適な生活環境を実現するためには、既存の都市インフラ等の一層の活用により、都市経営コストの縮減を図りながら、経済活動の効率化や地域の活性化を図ることが必要であり、そのためには、コンパクトな都市構造とすることが重要です。

今後の都市づくりにおいては、将来の人口減少と高齢化を見据え、長崎の持つ基本的な「まちのかたち」を踏まえつつ、将来にわたり賑わいと活力を支える3つの主要な地域（「都心部」・「都心周辺部」・「地域拠点」）と「生活地区」を位置付けます。

また、3つの主要な地域と生活地区との連携強化を図るため、公共交通や道路、情報などの地域間を結ぶネットワークを形成します。

このように、長崎らしい集約連携型の将来都市構造、『ネットワーク型コンパクトシティ長崎』の実現を目指します。

<地域の分類>

区分	位置付け
都心部 	高いレベルの商業・業務・行政・福祉などの都市機能が集積し、市全体をけん引する役割を担う地域
都心周辺部 	商業・業務・行政・福祉などの都市機能が集積し、都心部と利便性の高い公共交通で結ばれ、都心部の賑わいと活力を支える地域
地域拠点 	将来的にも都心部・都心周辺部を補完する商業・業務・行政・福祉などのサービスを担うべき地域
生活地区 	地域コミュニティの中心であり、将来的にも公共交通により都心部・都心周辺部・地域拠点との連携を図る地区

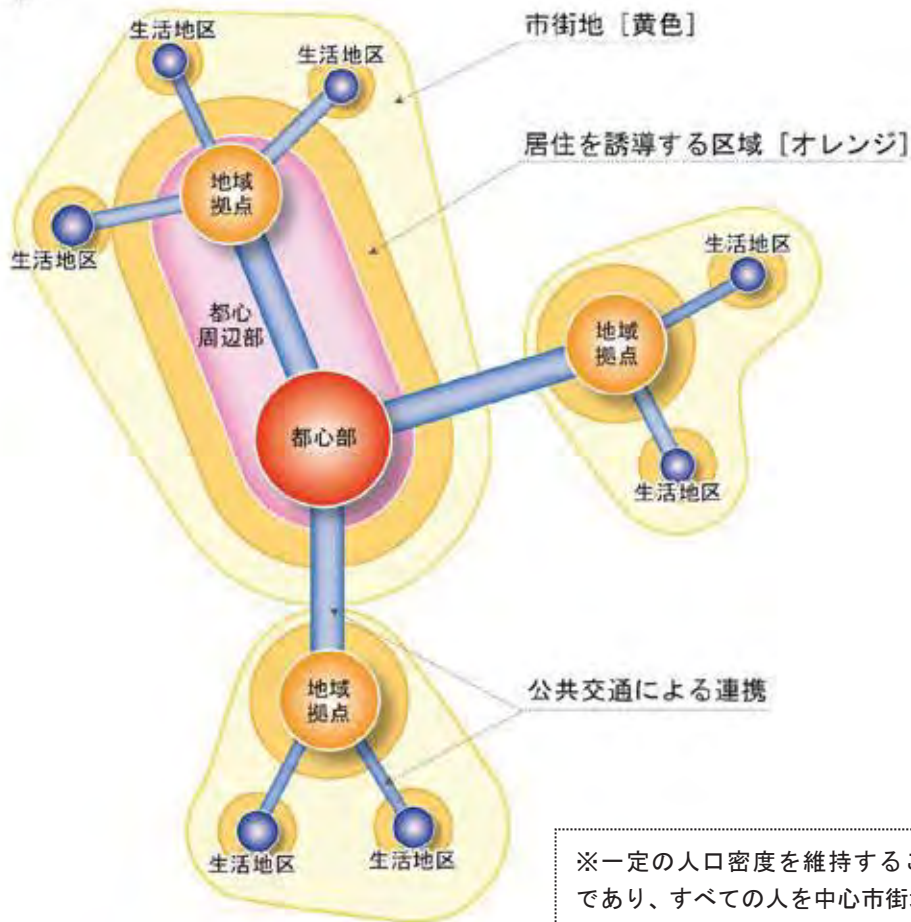
(3) 将来都市構造図



(4) 『ネットワーク型コンパクトシティ長崎』（集約連携型の都市構造）のイメージ

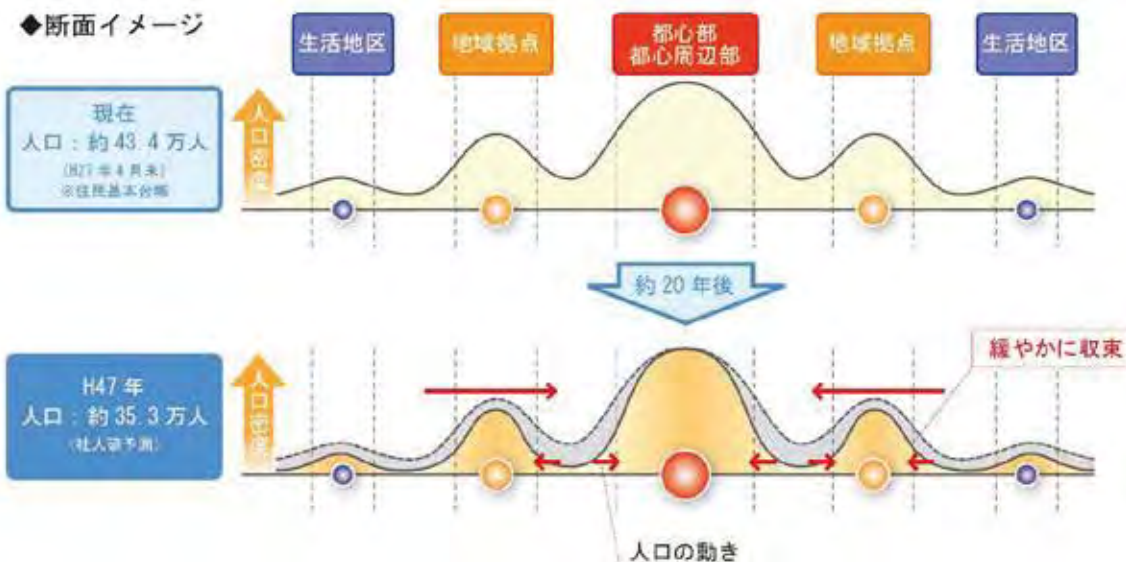
- 今後の人口減少・超高齢社会の進展に備えて、主要な地域に人口規模に応じた医療・福祉・商業・業務等の都市機能を計画的に配置・誘導し、居住を緩やかに集束します。
- 市民がライフスタイルにあわせた住まい方を選択できるよう、都市機能が集まった拠点と周辺の生活地区の間で公共交通等による連携を図ります。

◆平面イメージ



※一定の人口密度を維持することが目的であり、すべての人を中心市街地へ一極集中することを目指すものではありません。

◆断面イメージ



5 都市づくりの方針

(1) 土地利用の方針

◎基本的な考え方

- 土地利用の動向や周辺環境との調和、周辺住民の意向などを総合的に勘案し、必要に応じて適切に主要用途を配置します。
- 無秩序な市街地の拡大・拡散の抑制に努め、市街化調整区域等においては、新たな開発は原則として抑制します。
ただし、市街化調整区域等の本来の性格を踏まえ、農林漁業との健全な調和を図りつつ、総合的なまちづくりの観点から住宅や産業立地などの都市的土地利用が必要と判断される場合は、地域住民との合意形成及び周辺環境と調和を図りながら地区計画等による計画的な土地利用を検討します。
- 人口減少や高齢化の著しい既存集落等で、人口定着やコミュニティ再生などが必要な地区においては、地域住民との合意形成を図りながら、開発許可基準の緩和や地区計画等による土地利用方策を検討します。
- 市内に所在する世界遺産の構成資産やその候補の保護及びそれを取り巻く緩衝地帯の景観の保全とその他の歴史的・文化的遺産、名所旧跡などの保全に十分配慮した土地利用を図ります。

◎方針の体系

1) 地域別土地利用の方針	①市街化区域の土地利用 ②農山漁村地域の土地利用 ③自然地域の土地利用
2) 土地利用の配置方針	①商業・業務地 ②工業地・流通業務地 ③住宅地・集落地 ④森林・農地

1) 地域別土地利用の方針

① 市街化区域の土地利用

- ・市街化区域については、市街地の無秩序な拡大を抑制しながら、適正な人口密度を保つとともに、3つの主要な地域（都心部、都心周辺部、地域拠点）に都市機能の集積を進める都市構造を目指した土地利用を基本とします。
- ・ヒートアイランド現象の抑制のための緑化等を推進し、環境への負荷が少ない都市の形成に努め、美しくゆとりある都市づくりを推進します。
- ・都市構造や市民生活、地域経済及び行政運営に大きな影響を及ぼす大規模集客施設については、特別用途地区により立地を制限することで、公共公益施設や商業施設、住宅などが集積する拠点となるべき市街地に誘導することを原則とし、都市機能の集積を図ります。



② 農山漁村地域の土地利用

- ・農山漁村地域については、豊かな自然環境や美しい景観を有する市民の財産として、優良農地及び森林の確保と利用の高度化とともに、農林水産業を通じた二次的自然として農山漁村景観の保全に努めます。
- ・都市地域との機能分担、都市との交流・連携が促進されるよう、地域の特性を活かした効率的な土地利用を図ります。
- ・農山漁村地域について、新たな開発は原則として抑制しますが、総合的なまちづくりの観点から、住宅や産業立地などの都市的土地利用が必要と判断される場合は、地域住民との合意形成及び周辺環境と調和を図りながら地区計画等による計画的な土地利用を検討します。
- ・農山漁村地域の既存集落地においては、周辺の特徴ある自然環境の保全に努める一方、人口減少や高齢化が著しくコミュニティの維持が必要な地区においては、地域住民との合意形成を図りながら、開発許可基準の緩和や地区計画等による土地利用方策を検討するとともに、その中心的な地区等においては、公共交通や生活関連施設の維持、各種産業の振興、良好な生活環境の形成等、周辺の自然環境に配慮した土地利用を行います。



③ 自然地域の土地利用

- ・自然地域については、自然環境の保全や生物多様性の確保に最大限配慮するものとし、適正な管理の下で、自然体験・学習等自然とのふれあいの場としての利用を図ります。
- ・大村湾、橘湾、角力灘など、特徴ある地域環境の保全に努めるとともに、県立自然公園を中心とした自然環境の保全と活用に努めます。



2) 土地利用の配置方針

① 商業・業務地

- ・江戸町、桜町、勝山町地区を縦貫する一般国道 34 号沿道部、及びその周辺地区は、業務の中核となる施設が集積しており、今後も、長崎市の業務活動の中心的な役割を果たすべき地区として、県都にふさわしい高密な業務地として位置付けます。
- ・宿泊、報道、金融、保険などの商業・業務施設、医療福祉施設、文化施設が立地している、JR 長崎駅周辺、JR 浦上駅周辺及び JR 西浦上駅周辺とこれらの地区を結ぶ一般国道 206 号沿道部及びその周辺の地区については、計画的に土地利用の転換・高度化を図る商業・業務地として位置付けます。
- ・臨海部に港湾関連施設と親水空間を有する、元船地区から常盤・出島地区は、背後に芸術文化施設を備えた商業・業務地として位置付けます。
- ・商業施設、娯楽施設をはじめ、歓楽街や中華街などが立地している、県下最大の商業規模を有する、浜町及びその周辺地区は、長崎駅周辺、常盤・出島周辺、新大工地区と連携した魅力的で集客力の高い商業地及び観光地として位置付けます。



- ・公共公益施設や、銀行などの業務施設、商業施設などが立地している、東長崎支所の周辺、土井首・深堀地区の県道香焼江川線沿道及びその周辺は、地域住民の日常生活を支える商業・業務地として位置付けます。
- ・生活地区において、公共公益施設や小売店舗などの施設がまとまって立地している、支所・行政センターの周辺は、地区の中心的な役割を担う商業・業務地として位置付けます。

② 工業地・流通業務地

- ・大規模な造船関連産業が集積している飽の浦から立神地区や、日本最大のドックを持つ造船所など造船関連産業が大規模に集積している香焼地区の臨海部工業団地は、長崎市の基幹的な役割を担う工業地として位置付けます。
- ・多くの工場が集積している、神ノ島、毛井首、深堀等の臨海部工業団地や、LNG基地が立地している小江の工業団地は、地域の経済活動を支える工業地として位置付けます。
- ・長崎卸団地、長崎市中央卸売市場、長崎花市場などの流通業務施設が集積する東長崎地区、長崎県地方卸売市場長崎魚市場が立地している三重地区は、幹線道路等の広域的なアクセス機能が充実した主要な流通機能を担う地区として位置付けます。
- ・市街化調整区域等において、高速道路のインターチェンジやJRの駅周辺等、広域交通基盤が優れた地域など、既存ストックの活用が図れる地域は、地域経済の活性化や安定した雇用の確保などにつなげていくため、市街化調整区域の本来の性格を踏まえ、農林漁業との健全な調和を図りながら、市街化調整区域における企業立地等に係る地区計画制度の指針づくりに取り組みます。



③ 住宅地・集落地

- ・利便性を活かした都市型居住を促進するため、都心部、都心周辺部については、周辺環境に配慮した中高層住宅地として位置付けます。
- ・斜面地に広がる基盤整備が立ち遅れた住宅地については、人口減少や高齢化、空き家の増加などの課題を踏まえ、防災性や一定の利便性が確保できる住宅地として位置付けます。
- ・土地区画整理事業や民間の大規模な開発行為などにより計画的に整備された住宅団地については、今後も、環境に配慮した良好な住宅地として位置付けます。
- ・周囲を海や森林などの自然環境に囲まれた良好な住環境を有する地区については、今後も、快適に定住できる集落地として位置付けます。



④ 森林・農地

- ・県立自然公園に指定されている山地や海岸域については、市街地と一体となって都市の魅力を高めていくため、その保全に努めます。
- ・水源涵養等の機能を有する山林については、良好な自然環境の保全に努めます。
- ・食料などの安定供給を確保するうえで最も基礎的な資源である農地については、その保全に努めます。なお、都市的な土地利用を検討する必要がある際には、農林漁業との健全な調和を図ります。

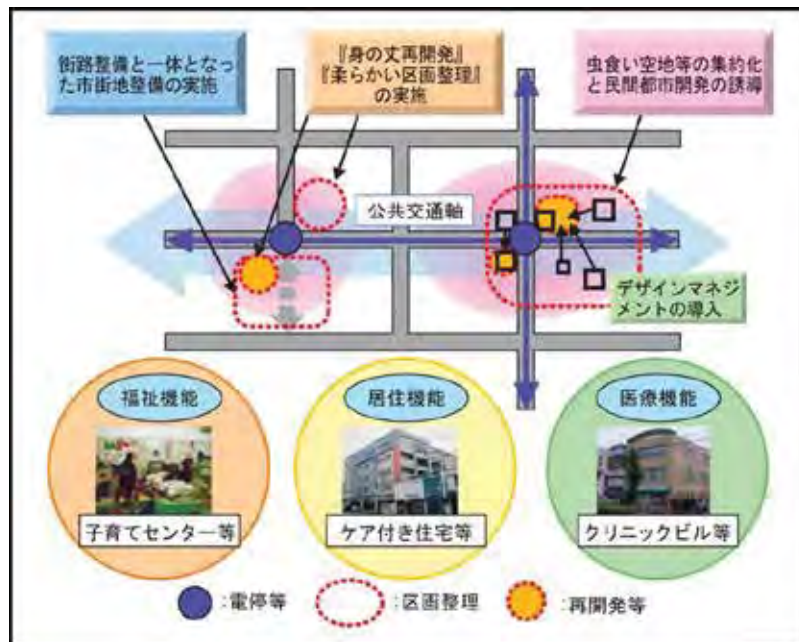
土地利用方針図



(2) 市街地の方針

◎基本的な考え方

- 今後の人口減少や少子化、高齢化に対応し、集約連携型の都市構造（ネットワーク型コンパクトシティ長崎）を目指すため、都心部・都心周辺部・地域拠点及び生活地区に、それぞれの特性に応じた商業・業務、医療・福祉機能等の都市機能を誘導するとともに、これらを公共交通機関、道路、情報通信などでネットワーク化した、人や環境にやさしい市街地を形成します。
- 産業拠点等の市街地では、生産・流通機能等の拡充を図るとともに、市街化調整区域における既存ストック等の活用を検討し、地域経済の安定した成長を目指します。
- 都市拠点機能の強化について、用途地域などの都市計画の適切な見直しや市街地再開発事業等の活用による土地の高度利用と都市機能の更新により、安全で快適な生活環境を確保します。
- 土地区画整理事業等の活用による良好な住宅地等の供給や、既存の住宅ストックの活用により、拠点周辺への居住を誘導します。
- 斜面住宅地では、車みち整備事業等による生活道路の充実や老朽住宅の建替え促進など、安全で快適な住環境の確保を促進します。
- 公的住宅の適正な維持・管理により、安全・安心で快適な居住環境を確保します。また、縮減後等の余剰地については、他用途への活用や売却を図ります。



集約型都市構造の実現に向けて
(国土交通省 都市・地域整備局)

◎方針の体系

1) 魅力ある商業・業務地を形成する	①都心部 ②都心周辺部 ③地域拠点 ④生活地区
2) 活力のある産業エリアを形成する	①既存産業エリアへの機能集積 ②新たな産業エリアの形成
3) 生活に便利で安全・快適な住宅を確保する	①良質な住宅の供給や改善 ②既存の住宅ストックの活用
4) 安全で快適な住宅地を確保する	①斜面住宅地における居住環境の向上 ②防災性の向上 ③空き家対策
5) 市営住宅の適正な維持・管理に取り組む	①多世代が交流する市営住宅 ②適正な管理と長寿命化

1) 魅力ある商業・業務地を形成する

① 都心部

・都心部では、市全体をけん引する賑わいと活力のある商業・業務地として、土地の高度利用を促進し、高次な都市機能が集積する魅力ある空間の創出を図ります。

② 都心周辺部

・都心周辺部は、都心部と利便性の高い公共交通で結ばれ、既存の都市機能が多く集積していることから、都心部の賑わいと活力を支える地域として、土地の高度利用を促進し、商業・業務・行政・福祉などの都市機能の集積を図ります。

③ 地域拠点

・東長崎地区（矢上周辺）は、東部地域の中心として、土井首・深堀地区（江川周辺）は、南部地域の中心として、西浦上地区（住吉周辺）は北部地域の中心として、土地の高度利用を促進し、将来的にも都心部・都心周辺部を補完する商業・業務・行政・福祉などの都市機能の集積を図ります。

④ 生活地区

・支所・行政センターの周辺など各地区の中心部では、日常の生活利便施設など、地区の実情に応じた身近な都市機能の集積を図り、不足する都市機能については、都心部・都心周辺部・地域拠点で補完できるよう公共交通による連携を図ります。

2) 活力のある産業エリアを形成する

① 既存産業エリアへの機能集積

- ・長崎港周辺の臨海部は、主に造船業を中心とした産業が集積しており、今後も周辺環境との調和に配慮しながら、適切な用途地域への見直し等を進めるなど、機能集積を図ります。
- ・香焼から深堀、土井首、小ヶ倉にかけた臨海部の一帯は、造船業や物流を中心とした産業が集積しており、今後も長崎外環状線の整備などによるアクセスの向上を図り、周辺環境との調和に配慮しながら、機能集積を進めます。
- ・東部の流通拠点である長崎卸団地は、長崎自動車道の4車線化の促進などにより、広域アクセスの良さを活かした産業の集積を進めます。
- ・神ノ島や小江の工業団地については、企業誘致などの取り組みにより、未利用地の活用を促進します。



② 新たな産業エリアの形成

- ・世界新三大夜景や世界遺産登録、クルーズ客船の寄港など、長崎の持つ地域資源を活かした「人」の交流によって稼ぐ力を伸ばす「交流の産業化」を目指し、交流人口の受入態勢の整備を進め、観光産業拠点の形成を図ります。
- ・都心部・都心周辺部を中心に、金融系のコールセンターやバックオフィスなど進出が続いており、今後も、適切な都市計画の見直しによる土地の高度利用を図ることで、業務系用途の活性化を図ります。
- ・市街化調整区域等において、高速道路のインターチェンジやJRの駅周辺等、広域交通基盤が優れた地域など、既存ストックの活用が図れる地域は、地域経済の活性化や安定した雇用の確保などにつなげていくため、市街化調整区域の本来の性格を踏まえ、農林漁業との健全な調和を図りながら、市街化調整区域における企業立地等に係る地区計画制度の指針づくりを検討し、新たな産業拠点の形成を図ります。



3) 生活に便利で安全・快適な住宅を確保する

① 良質な住宅の供給や改善

- ・都心部や都心周辺部、地域拠点等では、定住人口の確保・増大を図るため、市街地再開発事業や土地区画整理事業などにより、良質な都市型住宅等の整備促進を図ります。
- ・拠点及び周辺住宅地では、安全・安心な住環境を確保するため、耐震化やバリアフリー化等とともに、省エネ住宅や環境共生住宅等の建設を促進します。



② 既存の住宅ストックの活用

- ・築年数を経過した民間マンションの安全性を確保するため、建替え、大規模な改善へ向けた取り組みを支援します。

- ・民間住宅を安全で快適な状態で長く活用するため、リフォームを支援し、民間住宅の改善を促進します。
- ・空き家の活用を促すため、「長崎市空家等対策計画」に基づき、定住促進等につながる空き家の情報を提供します。

4) 安全で快適な住宅地を確保する

① 斜面住宅地における居住環境の向上

- ・斜面市街地においては、車みち整備事業等により救急時の車両進入路となる生活道路を充実し、木造老朽建築物の建替えを促すとともに、老朽危険空き家対策事業等により広場等の整備を行うことで居住環境の向上に努めます。



② 防災性の向上

- ・既存建物の耐震化を行うため、「耐震診断・耐震改修計画作成支援事業」、「耐震改修工事支援事業」、「除却工事支援事業」を活用し、防災性の向上を図ります。

③ 空き家対策

- ・空家等に関する対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「長崎市空家対策の推進に関する条例」に基づき、「長崎市空家等対策計画」を策定します。
- ・危険空き家等の適正管理を強化するため、所有者等に対する指導を強化します。
- ・老朽危険空き家を除却して地域の防災面の危険性を軽減するため、老朽危険空き家除却費補助金等を活用し、居住環境の向上に努めます。

5) 市営住宅の適正な維持・管理に取り組む

① 多世代が交流する市営住宅

- ・市営住宅におけるコミュニティを活性化するため、子育て世代の優先入居を実施し、多世代交流を進めます。

② 適正な管理と長寿命化

- ・入居者の適正化を図るため、入居基準の見直しや高額所得者・収入超過者への対策を推進します。
- ・社会情勢にあわせた適正な戸数を確保するため、建替えや用途廃止にあわせた市営住宅戸数の縮減や、主に島しょ部における集約化を図ります。
- ・入居者が安心して生活するため、適正な時期の改修により長寿命化を図るとともに、安全・快適に暮らせる状態を維持します。
- ・入居者が安全快適に暮らすため、年数が経過した市営住宅を入居者の高齢化や生活スタイルの変化に対応した市営住宅に建替え・改善等を行います。
- ・財政負担の軽減に取り組むため、縮減後等の余剰地については、他用途への活用や売却を図るなど、新たな財源確保に努めるとともに、民間活力を導入した住宅供給を検討します。



(3) 道路・交通の方針

◎基本的な考え方

- 九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の整備や長崎自動車道の4車線化の促進などにより、国際観光文化都市長崎の発展や地域経済の活性化を図ります。
- 広域幹線道路等の整備や路面電車、バス、航路など、充実した公共交通機関の利用環境の更なる向上により、拠点間の連携強化や移動時間の短縮、環境負荷の少ない都市構造の実現を目指します。
- 都心部・都心周辺部等の拠点市街地では、鉄道の連続立体交差化や快適な道路空間の確保等により、市街地内の交通渋滞の緩和や、歩きやすい歩行空間を確保するなど、誰もが移動しやすい交通環境を形成します。
- 長崎の特徴である坂道での移動の負担を緩和するため、斜面市街地における通行の利便性向上などに努めます。
- 駅、港湾の旅客ターミナルをはじめ、電停やバス停等のバリアフリー化を進めるなど、人にやさしい都市づくりに取り組みます。
- 多くの高齢者や障害者が利用する施設等が集積する「長崎市バリアフリー基本構想」の重点整備地区においては、基本構想に基づき、一体的・面的なバリアフリー化を推進します。

◎施策の体系

1) 広域交流の拡大と都市内幹線道路を整備する	①広域交通網の整備促進 ②集約連携型の都市構造を支える道路ネットワークの形成
2) 道路・交通環境を向上する	①安全で快適な道路交通の確保 ②身近な生活道路の確保 ③斜面市街地における交通環境の改善 ④駐車場、駐輪場の整備
3) 公共交通ネットワーク形成とサービスを充実する	①公共交通の連携と利用促進 ②鉄道サービスの充実 ③バスサービス等の確保 ④路面電車サービスの充実 ⑤島しょ部交通の維持

1) 広域交流の拡大と都市内幹線道路を整備する

① 広域交通網の整備促進

- ・国際観光文化都市としての発展や地域経済の活性化を図るため、観光交流や物流効率の向上を目指し、長崎自動車道の完全4車線化の早期整備を促進します。
- ・時間短縮による交流圏の拡大効果を活かした地域の発展を図るため、九州新幹線西九州ルート(長崎ルート)の建設を促進します。

② 集約連携型の都市構造を支える道路ネットワークの形成

- ・放射環状型道路網の交通体系の形成や拠点間の円滑な交通を確保するため、国道34号、地域高規格道路である長崎南北幹線道路、西彼杵道路、長崎外環状線、主要地方道野母崎宿線などの早期整備を促進します。
- ・地区間のネットワークを形成する補助幹線道路等の整備を推進します。
- ・鉄道による東西市街地の分断解消と円滑な交通を確保するため、JR長崎本線の連続立体交差化を促進します。

2) 道路・交通環境を向上する

① 安全で快適な道路交通の確保

- ・安全な道路交通を確保するため、交差点等の局部改良、道路構造物の維持・保全、交通安全施設等の整備を図ります。
- ・快適な道路空間を確保するため、無電柱化、センターポール化、歩道のバリアフリー化などを推進します。

② 身近な生活道路の確保

- ・身近な生活道路については、ゾーン30の設定やバリアフリー化の推進などの交通安全対策を進めることにより、歩行者等の安全・安心な通行の確保に努めます。
- ・児童・生徒の安全な通学を確保するため、通学路の安全点検を実施し、必要に応じて交通安全施設の整備を図るとともに、市民の交通安全思想の普及に努めます。



③ 斜面市街地における交通環境の改善

- ・斜面市街地において、住民の居住環境の改善と防災性の向上を図るため、階段道など、今ある道路を活用しながら車が通る道路を整備する「車みち整備事業」を推進します。また、総合的な移動の利便性を向上するため、斜行エレベーターや斜面移送機器（リフト）などの斜面交通システムの適切な運用に努めるとともに、乗合タクシーや移送支援サービス（いこーで）などソフト面での充実を図ります。
- ・車が通行できる私道を活用するため、その整備効果等を勘案し、整備にかかる助成金を交付します。



④ 駐車場、駐輪場の整備

- ・観光地周辺や都心部の商業・業務地区における円滑な道路交通の確保のため、公共交通の利用促進を図るとともに、「長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」等に基づいた、事業者と行政の協働による駐車場・駐輪場の適切な配置・整備を図ります。
- ・中心市街地等においては、歩行環境の快適性や安全性を確保するため、事業者と行政の協働により、駐輪場の整備を促進します。
- ・既設の市営駐車場や駐輪場については、適正な管理・運営に努めます。

3) 公共交通ネットワーク形成とサービスを充実する

① 公共交通の連携と利用促進

- ・ 都心部・都心周辺部・地域拠点と生活地区を結ぶ公共交通機関の連携強化とともに、利便性、定時性、速達性を高めるため、パークアンドライドなどの交通需要マネジメント(TDM)の施策を推進します。
- ・ 駅や港湾の旅客ターミナル等の交通結節点及びその周辺では、交通相互の乗継利便性の向上とともに、安全で快適に利用できる歩行者空間の確保に努めます。
- ・ 電停やバス停の安全性や快適性の向上とともに、低床車両や船舶乗降スロープなど公共交通機関のバリアフリー化を促進します。

② 鉄道サービスの充実

- ・ 鉄道の利用促進と輸送強化を図るため、JR長崎本線の利便性の向上に努めます。
- ・ 長崎駅周辺において、長崎駅周辺再整備事業を進め、駅施設の改善や駅前広場等の整備により、駅利用者の利便性向上を図ります。

③ バスサービス等の確保

- ・ 都心部でのバスの運行改善、斜面市街地でのミニバス運行、バスターミナルの建替えなどの検討を行い、バス路線網の充実に努めます。
- ・ 路線バスの運行が困難な地域においては、基幹となるバス路線等と接続する、乗合タクシーやデマンド交通などの適切な維持に努めます。
- ・ 公共交通空白地域については、コミュニティバスや路線バスの運行ルートの見直し、今後の道路整備の進捗に併せた路線開設等により解消することを基本とし、行政と交通事業者との協働により促進します。

④ 路面電車サービスの充実

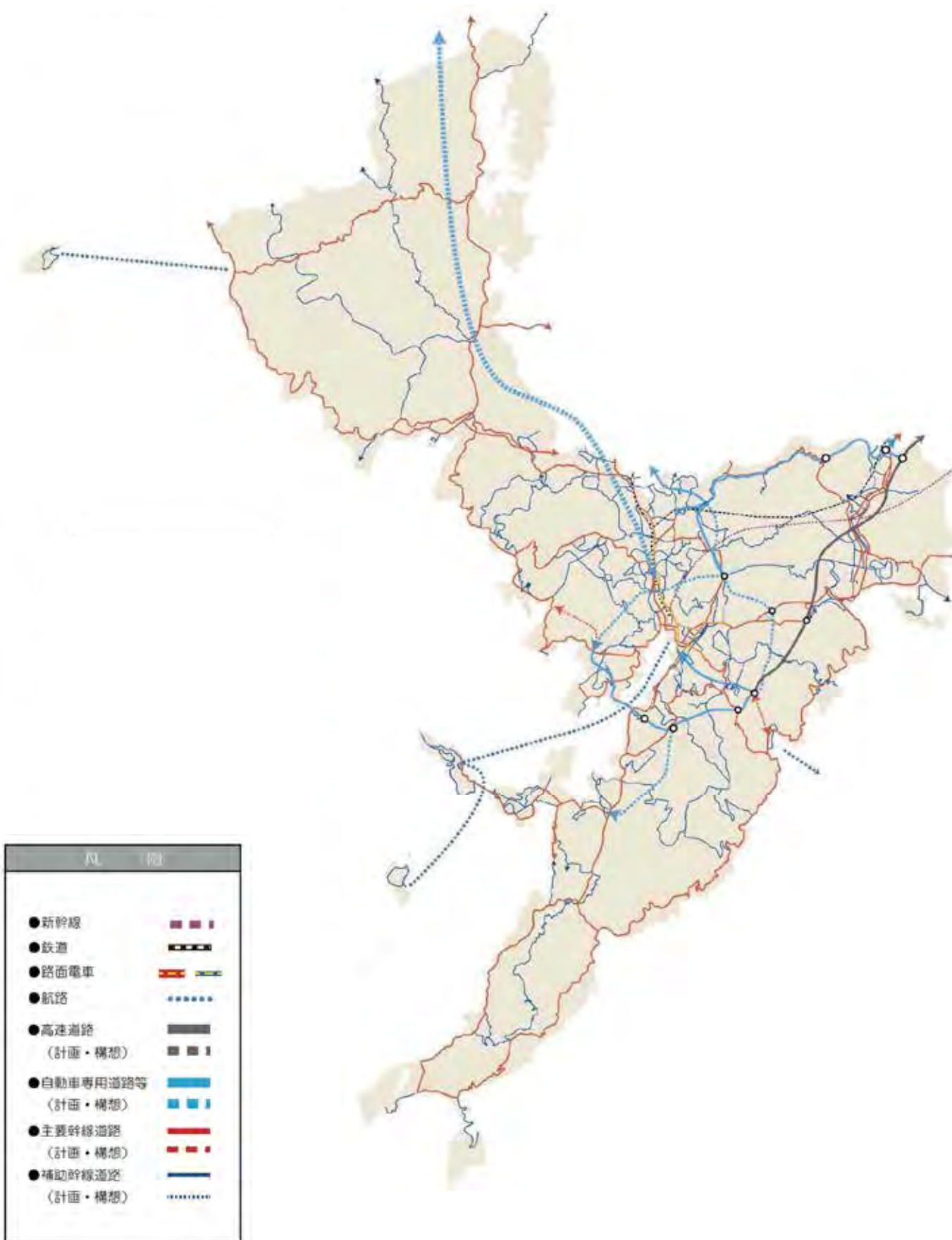
- ・ 市民の日常的な交通機関となっている路面電車については、石橋電停方面への複線化を含めた運行ルートの見直しの検討や既存電停の改善、センターポール化、ICカードの更新等について検討を行います。



⑤ 島しょ部交通の維持

- ・ 島しょ部における移動手段を確保するため、定期航路や島内バスの維持に努めます。

道路交通方針図



(4) 公園緑地の方針

◎基本的な考え方

- 都市施設の集約化と併せた公園の適正配置や長期未着手の都市計画公園・緑地の見直しに取り組むとともに、市民ニーズを踏まえた公園の再整備やバリアフリー化を進めるなど、人口減少、少子化、高齢化等の社会情勢の変化に対応した快適な生活環境づくりに努めます。
- 「公園施設長寿命化計画」等に基づく計画的な更新や維持・管理などの老朽化対策、防犯対策を講じ、公園利用の安全性を確保します。
- 歴史文化、自然的資源を活用した都市公園等の整備により、市のシンボルや観光拠点となる公園を充実し、都市の賑わい等を創出します。
- 斜面住宅地における公園や公共空地の確保、一時的に避難機能を確保するための防災設備の整備など、防災機能を有する公園の充実に努めます。

◎施策の体系

1) 都市公園の確保と適切な維持・管理を行う	①拠点市街地における都市公園等の適正配置 ②安全・安心な公園施設の提供
2) 市や地域のシンボルとなる公園を充実する	①長崎市を象徴する公園の充実 ②自然とのふれあいやスポーツの場となる公園の整備
3) 防災機能を有する公園を確保する	①防災性を高める公園の確保 ②公園施設における防災設備の整備

1) 都市公園の確保と適切な維持・管理を行う

① 拠点市街地における都市公園等の適正配置

- ・身近な公園が不足する地区においては、市街地開発事業や公共施設の適正な配置・再編の検討と併せて、公園の適正配置に努めます。
- ・地域交流や公園利用を促進するため、地域住民が利用しやすい公園の再整備に努めます。
- ・誰もが快適に安心して利用できるよう、都市公園のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。
- ・安全で安心な公園施設の提供及びライフサイクルコストの縮減に向けた取り組みを進めるため、「長崎市公園施設長寿命化計画」に基づき、改修を行う優先度を設定したうえで、施設の状況に応じた適切な保全管理を実施します。
- ・都市公園緑地の適正な配置を踏まえながら、長期未着手の都市計画公園・緑地の見直しや人口減少や利用状況など社会状況の変化に応じた施設の見直しを進めます。



② 安全・安心な公園施設の提供

- ・安全・安心な公園施設を提供するため、適切な点検や補修等の予防保全的管理を実施し、既存施設の長寿命化による維持・管理費の低減を図ります。
- ・公園における犯罪を防止するため、植栽の適切な管理等により、周囲からの見通しを確保します。

2) 市や地域のシンボルとなる公園を充実する

① 長崎市を象徴する公園の充実

- ・平和公園については、長崎を訪れる多くの人々が被災地の平和への願いや被爆の実相を感じられるよう、周辺に残る被爆構造物等の保存に取り組むとともに、多言語での案内表示など、施設の充実に努めます。
- ・観光地でもある稲佐山公園や、鍋冠山公園、風頭公園等については、来訪者が利用しやすい施設の充実に努めます。



② 自然とのふれあいやスポーツの場となる公園の整備

- ・身近な自然とのふれあいや余暇活動を楽しむとともに、スポーツを通して交流等を深めるため、稲佐山公園、金比羅公園、長崎市総合運動公園等の整備に取り組みます。



3) 防災機能を有する公園を確保する

① 防災性を高める公園の確保

- ・老朽化率や密集度が高い斜面市街地等において、防災性の向上や住環境の改善を図るため、老朽危険空き家の除却や道路等の基盤整備と併せて公園や公共空地等の確保に努めます。



② 公園施設における防災設備の整備

- ・災害時における避難所の機能の充実に努めるため、かまど機能付きベンチ、災害用マンホールトイレ等の設置など、公園施設における防災設備の整備に取り組みます。



(5) 上下水道、河川の方針

◎基本的な考え方

- 上水道については、時代や環境の変化に的確に対応し、水質基準に適合したおいしい水が、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも適正な料金により、持続的に受け取ることが可能な水道を目指します。
- 下水道については、汚水処理・雨水排除等の基本的機能の適切なマネジメントにより、サービスの安定性や効率性等、質的な向上を図り、さらに資源・エネルギー利用等の多様な取り組み等が可能となる進化する下水道を目指します。
- 河川については、地域との連携により、洪水による災害の防止や適正な利用、流水の正常な機能の維持とともに、潤いのある水辺空間の形成や多様な生物の生息・生育環境の保全に努めます。

◎施策の体系

1) 安全・強靱で持続する水道事業を推進する	①安全で信頼される水道 ②強靱で安定した水道 ③発展的に持続する水道
2) 環境と調和し強靱で持続する下水道事業を推進する	①良好な環境を確保する下水道 ②強靱で安定した下水道 ③発展的に持続する下水道
3) 環境と調和した河川の整備を推進する	①環境に配慮した河川整備 ②潤いのある水辺空間の形成

1) 安全・強靱で持続する水道事業を推進する

① 安全で信頼される水道

- ・水源から蛇口に至るあらゆる過程において、これまで以上に水質管理・危機管理の充実に取り組みます。
- ・安全・安心でおいしい水道水を提供するとともに、広報・広聴活動の充実を図りながら、市民の皆様から信頼される水道を目指します。



② 強靱で安定した水道

- ・平常時はもとより災害時においてもライフラインとしての役割を果たすため、水道施設の絶え間ない維持・管理に努めるとともに、老朽化施設の更新や耐震化などを推進します。
- ・今後も続く需要減少に対応した効率的な施設管理を実施するため、水道施設の統廃合や水需要に応じた適正規模での更新を推進します。

③ 発展的に持続する水道

- ・健全な事業経営を持続させ、安全でおいしい水道水を安定して供給するため、事業運営の効率化や財務体質の強化を行うとともに、人材育成などによる組織力の強化を図るなど、経営基盤の強化に向けた取り組みを推進します。
- ・環境に配慮した事業運営に取り組みます。

2) 環境と調和し強靱で持続する下水道事業を推進する

① 良好な環境を確保する下水道

- ・下水道未普及地区での管渠施設の建設を推進するとともに、下水道が整備された区域での水洗化率を向上させる取り組みを推進します。
- ・広報・広聴活動の充実を図りながら、市民の皆様から信頼される下水道を目指します。
- ・下水処理水や下水汚泥に含まれる資源・エネルギーの循環を創出する取り組みを推進します。

② 強靱で安定した下水道

- ・豪雨などの自然災害にも強く、また老朽化による事故を未然に防ぐ、強靱で安定した下水道づくりを推進します。

③ 発展的に持続する下水道

- ・健全な事業経営を持続させ、安定した汚水の処理や雨水の排除を行うため、事業運営の効率化や財務体質の強化を行うとともに、人材育成などによる組織力の強化を図るなど、経営基盤の強化に向けた取り組みを推進します。
- ・施設の統廃合による効率的な汚水処理を進めます。



3) 環境と調和した河川の整備を推進する

① 環境に配慮した河川整備

- ・市民の安全で安心な暮らしを確保するため、河川の想定氾濫区域を定めるとともに、治水対策の目標を定めた上で、河川空間の利用状況や動植物の生育状況などを十分に勘案し整備を行います。

② 潤いのある水辺空間の形成

- ・市民や観光客の潤い空間として、河川が有する多様な生態系や変化に富む美しい景観との調和に配慮しつつ、河川や周辺環境の特性に応じて、中島川や岩原川、銅座川等の水辺空間の形成に努めます。



(6) その他都市施設等の方針

◎基本的な考え方

- 公共施設については、今後、人口減少や少子化、高齢化による厳しい財政状況の下、施設の適正な維持・更新及びその有効活用など無駄をなくす取り組みを徹底していくため、「長崎市公共施設マネジメント基本計画」に基づき、時代の「変化」に対応できる施設へと「進化」させ、次の世代に継承できる持続可能な公共施設への見直しを進め、長崎市の身の丈に合った公共施設への転換を図り、将来にわたる持続可能な財政運営とともに、施設の計画的な予防保全や長寿命化により、安全性や機能性の向上に努めます。
- 都心部、都心周辺部、地域拠点、生活地区それぞれの役割を踏まえ、公共施設の機能分担とネットワーク化を図り、効率的・効果的なサービスの提供と健全な運営に努めます。
- 教育・文化施設、医療・福祉施設の充実や統廃合による適切な再配置など、施設の安全性や効率性、市民サービス等の充実に努めるとともに、交流拠点施設の整備により、集客交流の向上に努めます。

◎施策の体系

1) 行政施設を再編する	①行政施設の整備 ②行政施設の再編
2) その他公共施設等を整備・充実する	①コミュニティ活動施設の充実 ②教育施設の充実及び活用 ③文化施設の充実 ④スポーツ・レクリエーション施設の充実 ⑤医療・福祉施設の拡充 ⑥交流拠点施設の整備 ⑦中央卸売市場の適正化 ⑧火葬場の再整備 ⑨情報通信ネットワークの整備

1) 行政施設を再編する

① 行政施設の整備

- ・安全で安定した市民サービスや行政運営の効率化を確保するため、新市庁舎の建替えを推進します。
- ・安全で安定した県民サービスの確保とともに、防災拠点施設としての機能強化を図るため、新県庁舎の建設を促進します。



② 行政施設の再編

- ・地域コミュニティ機能の低下を防ぎ、限られた財源の中でよりよいサービスを提供するため、今後の支所・行政センターの再編にあたっては、高齢者や小さな子どもを抱え外出が困難である市民への配慮や、交通の便が悪い地域などを考慮しつつ、本来の役割を担保しうる今後の配置のあり方について検討します。

2) その他公共施設等を整備・充実する

① コミュニティ活動施設の充実

- ・住みよい地域社会づくりを推進するため、市民活動施設をはじめ、公民館、ふれあいセンターなどのコミュニティ活動施設について規模の適正化に努めるとともに、今後も、生涯学習機能と地域コミュニティ・多世代交流機能等を併せ持った地域活動の拠点の拡充に取り組めます。
- ・稼働率が著しく低い施設については、余剰部分の解消とともに、近隣の既存施設（学校施設など）を利用し複合化・集約化を進めます。

② 教育施設の充実及び活用

- ・子どもが安全・安心に学べる教育環境を確保するために、引き続き、建物の耐震化と併せて改築・改修等を計画的に推進します。
- ・児童生徒数の減少傾向に対応した学校の適正配置や施設規模の適正化を進めるとともに、効果的・効率的な教育環境を提供します。
- ・児童生徒数の減少により生じた転用可能教室については、施設の有効活用を図るとともに、体育館の地域住民利用や複数校でのプールの共同利用を検討します。
- ・放課後児童クラブの施設整備については、小学校の転用可能教室などの学校施設を活用します。
- ・放課後の学校施設を利用することで、放課後こども教室の実施を進めます。
- ・児童厚生施設については、これからのあり方の検討を進めます。
- ・保育所・幼稚園については、今後も、民間運営が可能な施設の民間移譲を行っていくとともに、近接に立地する施設の統廃合を進めます。
- ・都心に位置し、近接する幼稚園及び保育所の地域の保育需要を勘案したうえで、認定こども園への移行や集約化を検討します。

③ 文化施設の充実

- ・身近な生涯学習施設などの活用を促進するため、学習活動を支援する施設や設備を充実します。
- ・長崎県とともに設置した長崎歴史文化博物館については、長崎の海外交流史や長崎学の紹介、資料の収集・保存・研究・活用とともに、生涯学習の場として、施設の充実や展示物の集約化等に努めます。
- ・狭あいでの老朽化が進んでいる長崎県立長崎図書館は、郷土資料部門を担う「県立図書館郷土資料センター（仮）」として、再整備の検討を促進します。
- ・長崎県美術館については、芸術文化活動に親しむ機会の創出を図るため、施設の有効活用に努めます。

- ・質の高い芸術文化に対応できる、ホール機能等を有した新たな文化施設の整備を図ります。
- ・世界史上においても貴重な歴史的遺産の復元を図るため、出島和蘭商館跡復元整備事業を推進します。



④ スポーツ・レクリエーション施設の充実

- ・スポーツ施設については、スポーツ合宿や大会を誘致し、稼働率を高めるなど、施設の有効活用に努めるとともに、市全体での配置バランスを考慮し、施設の集約を検討します。
- ・新西工場の建設に伴い、小榊地区に工場の余熱を利用した新たな温水プールを整備します。
- ・レクリエーション施設は、レクリエーション等の活動の場として市民の福祉の増進に寄与するものであり、民間での運営が可能なものについては民間への移譲を検討するとともに、県の施設と機能が重複するものなどについて、適正な施設規模への見直しを行います。

⑤ 医療・福祉施設の拡充

- ・質の高い医療を安全かつ安定的に提供していくため、長崎市立市民病院と長崎市立病院成人病センターとを集約した長崎みなとメディカルセンター市立病院の充実に努めます。
- ・超高齢社会に対応していくため、「長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護サービス基盤の整備を進めます。
- ・老人憩いの家等については、施設の利用状況を踏まえてサービスの見直しに取り組むとともに、全市的配置バランスを考慮した統廃合を検討します。



⑥ 交流拠点施設の整備

- ・交流人口の拡大による地域活性化を図るため、長崎駅周辺の整備と併せて、長崎駅西側長崎市交流拠点施設の整備を検討します。

⑦ 中央卸売市場の適正化

- ・今後の人口減少や消費・流通の多様化に伴う市場取扱量の減少を踏まえ、市場内の施設の複合化や用途廃止等により今後の取扱量に見合う規模とします。
- ・卸売市場の機能維持のため、維持コスト削減を目的として指定管理者制度の導入など、管理運営形態の見直しを検討します。

⑧ 火葬場の再整備

- ・もみじ谷葬斎場については、今後、増加する火葬需要に対応し、併せて厳かな施設空間を確保するため、再整備を検討します。

⑨ 情報通信ネットワークの整備

- ・拠点間の連携を図るうえで、公共交通や道路などと同様、情報通信によるネットワークは非常に重要であり、地域間における情報通信インフラによる情報格差を解消するため、「長崎市情報化推進計画」（平成24年3月）に基づき、行政と事業者が協力し、未整備地区の解消に向けた取り組みを推進します。

(7) 都市環境の方針

◎基本的な考え方

- 優れた山林や農地などの自然環境や動植物の生息・生育環境を保全するなど、多彩な長崎の自然環境に磨きをかけます。
- 低炭素社会や循環型社会を構築するとともに、公害の防止に努めるなど、環境にやさしい都市づくりを推進します。
- 豊富な歴史文化資産など地域資源に磨きをかけ、地域と一体となって、交流や活力につながる観光まちづくりを推進します。

◎方針の体系

1) 自然環境を保全・活用する	①森林や公共水域の保全 ②生物多様性の保全 ③市街地における自然環境の保全 ④風致の保全と維持
2) 低炭素・環境配慮型都市づくりを推進する	①再生可能エネルギー・省エネルギー化の促進 ②ヒートアイランド対策 ③処理体制の充実 ④公害の防止
3) 地域資源を活かした観光まちづくりを推進する	①歴史文化資産の保全と活用 ②農山漁村の活性化

1) 自然環境を保全・活用する

① 森林や公共水域の保全

- ・大村湾、橘湾、角力灘によって三方を海に囲まれた野母半島県立公園や大村湾県立公園の自然度の高い植生を有する森林や自然海岸など、豊かな自然環境の保全に努めるとともに、自然とのふれあいの場としての活用を図ります。



② 生物多様性の保全

- ・「長崎県レッドデータブック」及び「長崎市レッドデータブック」で選定評価された絶滅のおそれのある野生動植物や、「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」に基づいて指定された希少野生動植物の生息地及びその周辺地域の環境の保全に努めます。
- ・希少動植物の保護と特定外来生物対策を実施するとともに、市民、環境保全活動団体、事業者の自然保護活動を促進します。



③ 市街地における自然環境の保全

- ・ 稲佐山、金比羅山等の樹林地をはじめ、市街地に潤いややすらぎをもたらしている浦上川、中島川、八郎川等の河川空間など、自然環境の保全に努めます。



④ 風致の保全と維持

- ・ 都市において、水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を形成している区域については、風致地区として指定し、都市環境の保全を図ります。
- ・ 市街化区域内にある東山手、南山手、風頭・寺町の風致地区は、文教施設や観光施設、社寺などが一体となって、長崎らしい特色ある風情を演出していることから、今後とも風致の維持に努めます。
- ・ 風致地区内の宅地化された部分については、風致との調和を図りながら、良好な住環境の形成を図ります。

2) 低炭素・環境配慮型都市づくりを推進する

① 再生可能エネルギー・省エネルギー化の促進

- ・ 市役所が、市民事業者の先頭に立ち、温室効果ガスの排出削減に向けた行動を率先して実行します。
- ・ 地域資源を活かし太陽光や風力、バイオマスなど再生可能エネルギーの利用を促進します。
- ・ 省エネ設備や省エネ製品、次世代自動車などの普及を促進します。

② ヒートアイランド対策

- ・ 公園をはじめ、道路、学校、病院、公営住宅など、公共空間での樹木植栽や芝生化を推進します。
- ・ 緑化基金の活用等により、民間建築物の屋上や壁面等の緑化を推進します。



③ 処理体制の充実

- ・ ごみの収集・運搬の効率化とともに、ごみ処理施設の適切な維持・管理、最終処分場の延命化に努めます。
- ・ 廃棄物処理業者等に対して、処理施設などに対する指導・監視体制の強化を図るとともに、適正処理に向けた取り組みを行っていきます。
- ・ 不法投棄の防止に向けた取り組みを引き続き行っています。
- ・ 節水型都市づくりを推進するため、限られた水資源の有効活用に向けて、下水処理水の再利用システムや雨水利用システムなどの導入を促進します。

④ 公害の防止

- ・ 大気汚染・自動車騒音の常時監視及び環境騒音・道路交通振動、有害化学物質の計画的な監視を行います。
- ・ 工場・事業場に対し、公害防止に関する監視・指導を行います。
- ・ 日常生活から発生する騒音等を防止するためのモラルやマナーの周知・啓発を進めます。

3) 地域資源を活かした観光まちづくりを推進する

① 歴史文化資産の保全と活用

- ・長崎市歴史文化基本構想に基づき、歴史文化遺産の保存・活用を図ります。
- ・世界遺産登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び世界遺産候補である「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の活用を図ります。
- ・南山手などの良好な風致を維持している地区は、観光資源としての魅力の向上を図るとともに、洋館等の有形文化財については、市民や事業者の協力により保存・整備や活用に努めます。
- ・日常生活やまちの中に溶け込んだ歴史や文化遺産をわかりやすく整理し顕在化を進めるとともに、適切な維持・管理や活用に努めます。
- ・まちなかの歴史文化を実感し、集い賑わうまちなかを形成するため、その資産を安全・安心に回遊できるルート整備を行います。
- ・歴史・文化・自然環境など、まちの個性を活かした地域の活性化を図るため、日本風景街道（シーニック・バイウェイ・ジャパン）に登録されている「ながさきサンセットロード」の活用に努めます。
- ・史跡「出島和蘭商館跡」については、出島表門橋の架橋など周辺を含む面的整備を引き続き推進するとともに、出島保存活用計画を策定し、出島の完全復元に取り組みます。



② 農山漁村の活性化

- ・農山漁村の魅力を発信し、都市と農山漁村の交流を促進するため、グリーンツーリズムなど農業・漁業体験事業を推進するとともに、海岸、森林空間におけるレクリエーション機能の充実に努めます。
- ・地域の特徴的な自然環境や歴史文化資産を地域まちづくりの資源として活用するため、地域と連携した取り組みを推進します。

(8) 都市景観形成の方針

◎基本的な考え方

- 長崎市中央部は、中心部に港を配し、それを取り囲むように広がる斜面市街地で形成されており、海を舞台に、斜面を客席とする劇場型都市が形づくられ、その中には、長崎の個性を生み出す貴重な景観資源が存在しています。また、農山漁村地域のまちなみや自然景観なども長崎市の貴重な景観資源となっています。
- 景観づくりにあたっては、市民や来訪者にやすらぎをもたらすとともに、集約連携型の都市構造の実現を目指すため、景観計画や歴史文化基本構想に基づき、自然的景観、歴史的景観、市街地景観など地域特性を活かした景観の保全や形成を市民協働で推進します。
- 必要に応じて、景観地区や地区計画などの都市計画を活用しながら良好な景観形成に努めていくものとします。

◎方針の体系

1) 市街地の景観を創出する	①まちなかの賑わいを創る景観づくり ②港の景観づくり ③斜面市街地等の景観づくり ④建築物等の景観づくり ⑤通りの景観づくり
2) 自然や歴史景観を保全する	①海を舞台にした景観づくり ②農山漁村の景観づくり ③山林・樹林地の景観づくり ④長崎の歴史文化を守り育む景観づくり
3) 長崎らしい景観をみんなで育てる	①眺望に配慮した景観づくり ②協働による景観づくり

1) 市街地の景観を創出する

① まちなかの賑わいを創る景観づくり

- ・長崎駅やその周辺の商店街、国際観光埠頭やターミナル、周辺のウォーターフロント、市街地内のトンネル出入口においては、道路等の公共施設をはじめ、その周辺の建築物や工作物などのデザイン、色彩等のルールづくりを促進し、玄関口にふさわしい景観を形成します。
- ・新幹線の終着駅にもなる長崎駅周辺では、周辺環境との調和を図りながら、終着駅的情感と賑わいが感じられる景観づくりを進めるため、長崎駅周辺まちづくり基本計画や地区計画制度等により、一体的で魅力あるまちなみ景観と機能的な都市空間の創造を図ります。
- ・まちなかを再生し、賑わいのある景観を維持・創出するため、中心市街地の再開発や商店街の活性化など市街地の再生と一体となった景観づくりを進めます。



山手地区から港を望むイメージ

- ・都心部のまちづくりにあたっては、長崎の独特な地形や歴史を物語る山とまちと海が一体となった景観の保全、形成に配慮します。
- ・歩いて楽しめるまちなかの魅力を創出するため、建築物のファサードデザインの工夫や、まちかどのオープンスペース確保等を促進します。
- ・「長崎さるく」等のまち歩き観光を推進するため、歴史の面影が感じられるまちなみを分かりやすく巡るルートづくりとともに、来訪者にやさしく分かりやすいサインの設置などに取り組みます。



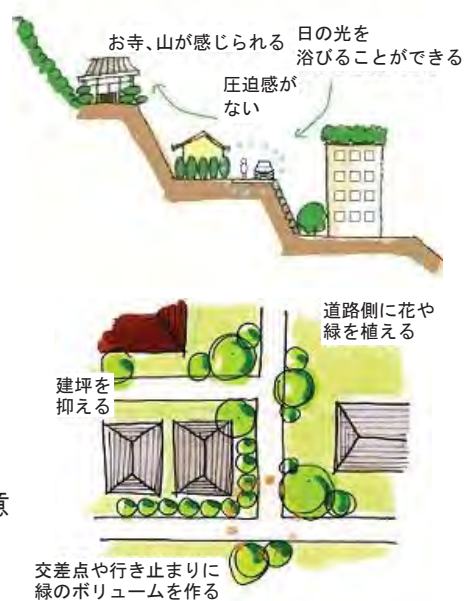
店舗併設型マンションの1階部分のイメージ

② 港の景観づくり

- ・海の玄関口である長崎港は、古くからの交流拠点であり、湾内や対岸からの見え方への配慮や親水性のある開放的な景観づくりを進めます。
- ・交流拠点としての魅力をさらに高めるため、景観に配慮した港の機能向上とともに周辺の観光資源との回遊性の確保に努めます。
- ・長崎港周辺の美しい都市景観を想像し、後世に引き継ぐ財産とするため、質の高いデザインの創出を目指します。

③ 斜面市街地等の景観づくり

- ・斜面地においては、開発行為などに伴う緑地の減少を最小限に抑え、斜面地の魅力を維持します。
- ・大規模な法面や建築物等については、周囲との調和を図りつつ、その場所の見え方に配慮したデザイン等への誘導を図ります。
- ・みどり豊かな市街地景観を創出するため、里地・里山などの周辺地域の緑地を積極的に保全するとともに、都市公園や街路樹などの整備を推進します。
- ・公共空間からの見え方に配慮した景観づくりを進めるため、道路に面する場所等では、私有地における建築物の配置や意匠・形態、緑化等を誘導します。



④ 建築物等の景観づくり

- ・歴史的な場所の周辺、人の多く集まる場所や空間的に人の視線をひきつけやすい場所など、景観上の重要な場所に立地する大規模建築物や工作物等においては、周囲との調和を図りつつ、その場所の見え方に配慮するとともに、その環境をひきたてる施設デザインの誘導に努めます。
- ・地域の良好な景観形成を先導するため、公共施設を整備するにあたっては、周辺の景観との調和を図りながら、質の高いデザインに配慮した景観づくりに努めます。

お寺が見える
建て方



⑤ 通りの景観づくり

・ 駅や港などの交通拠点から観光地に至るアクセスルート及び観光地周辺においては、その移動に利用される遊覧船やバス、路面電車からの眺めなどに配慮した景観づくりに努めます。



- ・ 美しい海岸沿いの道路（国道202・499号）をメインルートとした「ながさき サンセットロード」については、夕日や教会、橋などの地域資源を活用し、地域住民と協働しながら、沿岸景観の保全・整備に取り組みます。
- ・ 山や海を望む散策路や旧街道筋等においては、市内外からの来訪者が楽しみながら歩けるよう、その特性に応じた景観整備を進めます。

2) 自然や歴史景観を保全する

① 海を舞台にした景観づくり

- ・ 半島や離島など、島と海岸線が織りなす美しい景観は、長崎市の特徴的な景観であり、その保全に努めます。
- ・ 残された美しい自然海岸を壊さないため、やむを得ず護岸整備を行う場合は、自然に調和した工法・材料を使用し、水に親しめる場を設けます。
- ・ 美しい海や海岸を保全するため、定期的に行う海岸清掃を促進します。

② 農山漁村の景観づくり

- ・ 農業・漁業の振興を図り、生産活動と調和したのどかで穏やかな集落景観の保全に努めます。
- ・ 地域の風土と生業に育まれた棚田や段々畑などの文化的景観を継承するため、その保全、活用に取り組みます。

③ 山林・樹林地の景観づくり

- ・ 各地の景観の背景となる山林などは、良好な緑地を保全するため、地域で緑地の管理を担う仕組みづくりを検討します。
- ・ 山林などの自然景観を保全するため、大規模な開発行為はできるだけ抑制します。
- ・ 貴重な原生植物を有する川原大池周辺等の樹林地は、周辺環境と一体的に良好な自然景観の保全を図ります。

④ 長崎の歴史文化を守り育む景観づくり

- ・ 世界遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の保全や「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産への登録に向けた取り組みを推進するため、景観資源及びその周辺のまちなみを守るなど、地区の特徴を活かした景観の創造に取り組みます。
- ・ 景観形成重点地区や伝統的建造物群保存地区に指定されている東山手・南山手地区には、グラバー園やオランダ坂、洋風建物など、長崎の歴史を象徴する歴史的建造物が集積しており、今後も、これら長崎を代表する歴史的なまちなみ景観の維持・保全に努めます。

- ・高島炭坑（北溪井坑跡）、旧グラバー住宅などの歴史的価値の高い地域資源については、その保全や観光資源としての活用を図るとともに、今後とも歴史的な景観の維持・保全に努めます。
- ・市内にみられる情緒ある「まちすじ・まちかど」を個性のあるまちづくりに活かすため、周辺の建物や石碑、案内板等と一体となった景観の演出に努めます。
- ・町家や洋館など歴史的な建造物等を保全するため、早急な対策を進めるとともに、その活用策についても検討していきます。

3) 長崎らしい景観をみんなで育てる

① 眺望に配慮した景観づくり

- ・地域のシンボルとなっている特徴的な山や丘、建物、橋などのランドマークの保全・整備を進めます。
- ・眺望景観の保全、形成を図るため、景観を損なわない建築物の高さや色彩のルールづくりを促進します。
- ・「世界新三大夜景」の一つに選定されている長崎の夜景の魅力づくりを進めるため、街灯の整備や施設へのライトアップなど、夜間照明の演出等に取り組みます。



② 協働による景観づくり

- ・市民が主役の景観づくりを進めるため、地域に愛着と誇りを持てる人材の育成と、景観まちづくり活動への参加を啓発します。
- ・「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識を持ち、持続的に景観まちづくり活動に参加できる基盤づくりに取り組むため、地域やNPOによる活動を技術的に支援する組織づくりとともに、景観まちづくり団体の設立や運営に対する支援を行います。
- ・都市計画や景観まちづくりに関する情報の公開と発信を行い、市民と行政がともに景観まちづくりに取り組みます。

(9) 都市防災の方針

◎基本的考え方

- 長崎市における長崎大水害（昭和 57 年）や東日本大震災（平成 23 年）等の大規模災害を教訓とし、適正な土地利用の誘導などにより、都市の防災性を強化します。
- 防災性が低下している既成市街地等においては、安全な市街地への整備・改善を促進するとともに、人口や都市機能が集積する拠点周辺等においては、市民や来訪者の安全確保と都市機能の確保に努めます。
- 風水害、高潮災害、火災、地震・津波災害、土砂災害等に対する対策を総合的に講じるとともに、避難経路や避難場所等の機能を有する道路・公園等の都市基盤の充実に努めます。
- 市民が防災に対する知識と技能を身につけ、自助、共助の意識をもって行動する地域の防災力や防犯力の向上に努めます。

◎方針の体系

1) 安全な都市づくりを推進する	①適正な土地利用の誘導による都市の防災性の向上 ②災害に強い市街地の形成 ③防災基盤の整備 ④防災対策の推進
2) 身近な防災対策に取り組む	①建築物等の安全確保 ②適切な避難誘導
3) 防災、防犯意識を高める	①防災意識の高揚と支援 ②防犯都市づくりの促進

1) 安全な都市づくりを推進する

① 適正な土地利用の誘導による都市の防災性の向上

- ・災害に強い市街地を形成するため、防災性、安全性について十分考慮し、無秩序な市街地の拡大や開発の抑制に努めます。
- ・都市の不燃化を促進するため、都市防火上必要と認められる地区については、防火地域、準防火地域の適切な指定に努めます。
- ・斜面市街地の宅地開発については、防災性及び安全性、その他開発区域内における諸施設の配置等に関する指導の強化に努めます。
- ・土砂災害や津波災害の危険性がある区域について、土砂災害特別警戒区域や津波災害特別警戒区域等の指定に努め、開発抑制や建築制限など土地利用を規制誘導するとともに、警戒避難体制の整備に努めます。

② 災害に強い市街地の形成

- ・都市機能の防災性が低下している既成市街地の機能更新や新市街地における良好な市街地の形成を図るため、浜町、新大工町における市街地再開発事業や、長崎駅周辺、東長崎（平間・東）地区における土地区画整理事業等の整備を推進します。

③ 防災基盤の整備

- ・地震時等に著しく危険な密集市街地は、平成24年10月時点で市内に4地区(262ha)あり、この4地区を含む斜面地において、斜面市街地再生事業や車みち整備事業による生活道路等の整備、老朽危険空き家対策事業や木造戸建住宅の耐震補助事業等を総合的に行い、防災性の向上を図ります。
- ・災害時の避難、救助・物資等の輸送路を確保するため、緊急輸送道路ネットワークの指定及び整備を促進するとともに、耐震化等の適切な維持・管理に努めます。
- ・避難場所の確保や火災の延焼等を防止するため、防災機能を有する公園・緑地の整備や公共空地の確保を推進します。
- ・安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性向上等を目的として、無電柱化を推進します。

④ 防災対策の推進

- ・地すべり、山崩れ、がけ崩れなどのおそれがある地区においては、急傾斜地崩壊危険箇所の防災対策工事を進めるとともに、河川改修、利水ダムの多目的ダムへの転用など、総合的な防災対策を推進します。
- ・浸水被害を防止するため、雨水渠を整備します。
- ・地震・津波による被害を防止し避難を確保するため、海岸保全施設、河川管理施設における防災機能の向上を図ります。
- ・消防力を充実するため、人材の育成や消防庁舎などの適正配置を行うとともに、大規模化・複雑化する各種災害に対応するため、関係機関と連携を強化します。
- ・火災予防を促進するため、市民や事業所と市が一体となって火災を出さない環境づくりに取り組むとともに、市民や地域、行政が協働した消防体制を構築します。

2) 身近な防災対策に取り組む

① 建築物等の安全確保

- ・住宅・建築物の安全性を確保するため、耐震診断や耐震改修を支援します。
- ・安心して快適な住環境を確保するため、老朽危険建築物の改善など、助言及び啓発並びに一定条件を満たす空き家の解体支援を行います。
- ・地域の安全・安心を確保するため、老朽危険空き家のうち、一定条件を満たす空き家の解体支援及び跡地整備を行います。



除却前



整備後

② 適切な避難誘導

- ・迅速・円滑な避難ができるよう、避難勧告等の適時適切な伝達やハザードマップ等の整備・活用による的確な避難誘導を実施します。
- ・市民への迅速・確実な情報伝達と円滑な避難活動を誘導するため、防災行政無線の整備調整及びメールやデータ放送などその他の情報伝達手段の周知強化を行います。



土砂災害ハザードマップ



洪水情報マップ

3) 防災、防犯意識を高める

① 防災意識の高揚と支援

- ・自発的に防災活動に取り組む地域を広げ、「自助・共助」が生活に浸透するよう、地域防災マップづくりや防災訓練の実施、市民防災リーダーの養成等を推進します。
- ・土砂災害や津波、浸水災害の危険性がある区域では、住民に対し危険箇所を周知し、避難体制を確立します。

② 防犯都市づくりの促進

- ・道路、公園などにおける犯罪を防止するため、見通しの良い柵の設置や植栽やトイレの適切な場所への配置、植栽の剪定による見通しの確保に努めます。
- ・犯罪のない社会を実現するため、「長崎市安全・安心まちづくり推進条例」に基づき、地域住民による防犯パトロールなどの自主的な防犯活動を促進します。